

Ⅲ ダイオキシン類大気常時監視結果

県は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市と協力して県内全域のダイオキシン類による大気汚染状況を把握するため、大気常時監視を行っている。

1 調査の回数と時期

調査は、季節ごとに実施した。（年4回又は年2回 1週間サンプリング）

- ・第1回： 令和6年 5月21日 ～ 5月28日 ※1
- ・第2回： 令和6年 7月 9日 ～ 7月16日 ※1
- ・第3回： 令和6年10月 8日 ～ 10月15日 ※1, 2
- ・第4回： 令和7年 1月 7日 ～ 1月14日 ※1, 3

※1 川越市は、令和6年5月22日～5月29日、7月10日～7月17日、10月9日～10月17日、令和7年1月8日～1月15日で実施

※2 所沢市は、令和6年10月1日～10月8日で実施

※3 川口市は、令和7年1月8日～1月15日で実施

2 調査地点

常時監視の調査地点は、県実施7地点及び市実施3地点の計10地点である。

3 調査結果

調査結果を表Ⅲ－1及び図Ⅲ－1に示す。

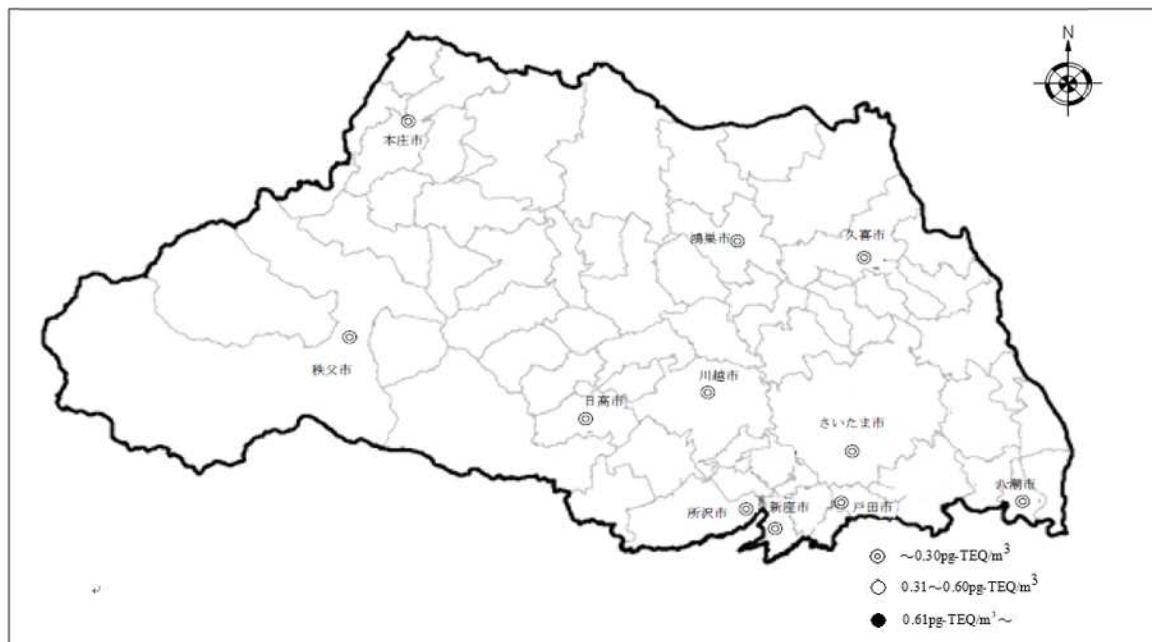
10地点における年間平均値は0.0033～0.021 pg-TEQ/m³の範囲であり、全地点で環境基準（年間平均値：0.6 pg-TEQ/m³以下）を達成した。

（注）pg：ピコグラム、1ピコグラム＝1兆分の1グラム

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量を最も毒性が強い「2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシン）」の毒性を単位として換算した値

表Ⅲ－１ 令和６年度ダイオキシン類大気常時監視調査結果

地域分類	調査機関	調 査 地 点	調査結果[pg-TEQ/m ³]				
			第1回	第2回	第3回	第4回	平均値
一般環境(9地点)	埼 玉 県 (6地点)	八潮局(八潮市水道部)	0.011	0.013	0.0085	0.023	0.014
		日高局(高麗川南公民館)	—	0.0051	—	0.0044	0.0048
		久喜局(久喜南中学校)	0.0074	0.013	0.0078	0.055	0.021
		鴻巣局(鴻巣市役所)	—	0.0089	—	0.023	0.016
		本庄児玉局(児玉児童公園)	—	0.0044	—	0.0072	0.0058
		秩父局(秩父農林振興センター)	—	0.0030	—	0.0035	0.0033
	さいたま市	さいたま市役所局(さいたま市役所)	0.0051	0.0074	0.0091	0.012	0.0084
	川 越 市	川越市川越局(宮下町)	0.0068	0.010	0.0053	0.015	0.0093
	所 沢 市	所沢市東所沢局(東所沢)	0.0084	0.012	0.0073	0.014	0.010
	一般環境平均						0.010
沿 道	埼 玉 県	戸田美女木自排局(西部福祉センター)	—	0.0080	—	0.0055	0.0068
全 地 点 平 均							0.0099



図Ⅲ－１ 令和６年度ダイオキシン類大気常時監視結果

環境基準の達成状況を表Ⅲ－２に示す。

表Ⅲ－２ 環境基準達成状況

年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
環境基準	100% (26／26)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)
年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
環境基準	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)	100% (23／23)
年度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
環境基準	100% (23／23)	100% (22／22)	100% (22／22)	100% (22／22)	100% (20／20)	100% (19／19)
年度	R 5	R 6				
環境基準	100% (11／11)	100% (10／10)				

上段　：達成率

(下段)　：達成地点数／測定地点数